

常総 I C 周辺における「道の駅」基本計画策定検討会議設置要綱

平成 29 年 12 月 1 日 市長決裁

平成 30 年 9 月 3 日 市長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、圏央道常総インターチェンジ周辺地域整備事業にあわせて設置する「道の駅」（国が定める「道の駅」登録・案内要綱の 2 に規定する施設をいう。以下同じ。）の整備に向け、常総市道の駅基本計画の策定に当たり、関係者等からの意見等を聴取するために開催する「常総 I C 周辺における「道の駅」基本計画策定検討会議（以下「会議」という。）」の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第 2 条 会議において意見等を聴取する事項は、次のとおりとする。

(1) 基本計画の策定に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、基本計画の策定に関し、市長が必要と認めること。

(参加者)

第 3 条 会議の参加者は、別表に規定する団体等に所属する者とする。

2 前項の場合において、団体等に所属する者として会議への参加を求めた者については、当該団体等に所属する間に限り、会議への参加を求めるものとする。

3 その他、市長が必要と認める者とする。

(座長及び代理者)

第 4 条 検討会議に座長を置き、副市長をもって充てる。

2 座長は、会務を総括し、検討会議を代表する。

3 座長に事故があるとき、または座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名した者が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、市長が必要に応じ、必要な参加者を求め、開催するものとする。

2 会議は、参加者の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(個別聴取)

第6条 前条の規定にかかわらず，市長は，必要に応じて会議の参加者の全部又は一部から個別に意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は，都市建設部産業拠点整備課道の駅整備推進室において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか，会議の運営に関し必要な事項は，市長が別に定める。

付則

この要綱は，決裁の日から施行する。

この要綱は，決裁の日から施行する。

別表（第3条関係）

	所属	備考
1	常総市	
2	常総市都市計画審議会	
3	常総市農業委員会	
4	常総ひかり農業協同組合	
5	江連八間土地改良区	
6	常総市認定農業者の会	
7	常総市次世代農業研究会	
8	常総市商工会	
9	常総市工業懇話会	
10	常総市観光物産協会	
11	国土交通省関東地方整備局 常陸河川国道事務所	オブザーバー
12	茨城県政策企画部地域振興課	オブザーバー
13	茨城県営業戦略部観光物産課	オブザーバー
14	茨城県農林水産部農業政策課	オブザーバー
15	茨城県土木部道路維持課	オブザーバー
16	茨城県常総工事事務所	オブザーバー